資　料

洞爺湖町議会令和６年６月会議
議　案　説　明　資　料

報告第6号説明資料

洞爺湖町公共下水道虻田下水終末処理場他の建設工事委託（令和4年度～令和6年度）

虻田下水終末処理場

機械設備：ろ布洗浄水ポンプ・濃縮汚泥掻き寄せ機・No. 1分配可動堰・脱臭ファン・床排水ポンプ・空気管更新
電気設備：負荷設備・計測設備・監視制御設備更新

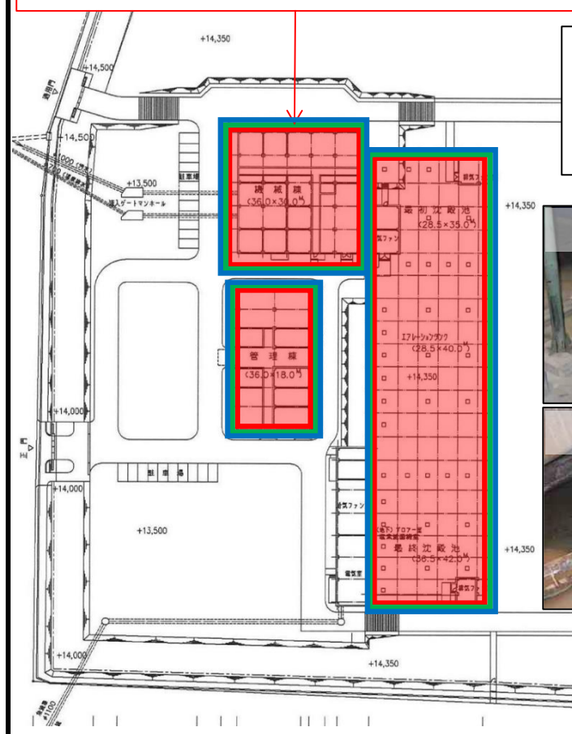

令和4年度事業費	22，000千円
令和5年度事業費	44，000千円
繰越明許事業費	80，000千円
事故繰越事業費	110，000千円

ろ布洗浄ポンプ

ろ布洗浄ポンプ

空気管

濃縮汚泥掻寄機

濃縮汚泥掻寄機

計測設備

とうやクリーナップセンター

電気設備：計測設備更新

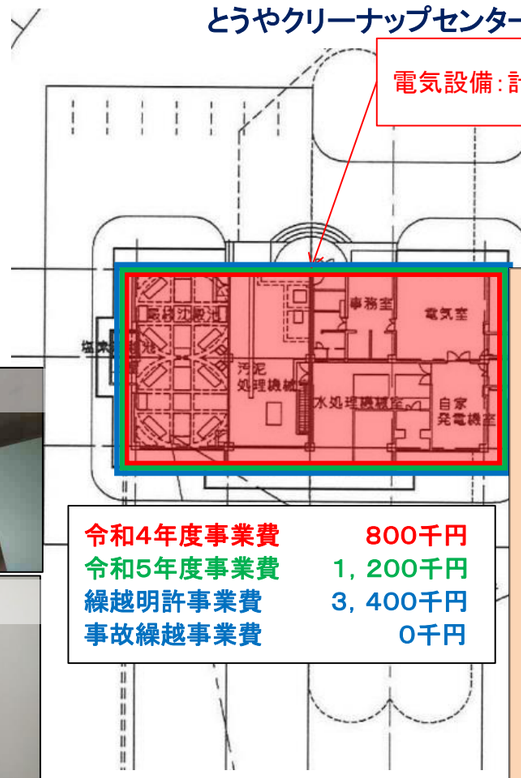

令和4年度事業費	800千円
令和5年度事業費	1，200千円
繰越明許事業費	3，400千円
事故繰越事業費	0千円

年度別合計金額

【当初】

令和4年度事業費	100，000千円
令和5年度事業費	401，400千円

【前年度変更】

令和4年度事業費	23，000千円
繰越明許事業費	77，000千円
令和5年度事業費	401，400千円

【今年度変更】

令和4年度事業費	23，000千円
令和5年度事業費	58，000千円
繰越明許事業費	127，400千円
事故繰越事業費	279，000千円

【繰越理由】

機械設備工事

○　世界的な資材の不足により特注品のポンプ等の機器の納期に遅れが発生した

電気設備工事

○　世界的な資材の不足により特注品の監視制御設備の納期に遅れが発生した

洞爺湖温泉ポンプ場

令和4年度事業費	0千円
令和5年度事業費	9，920千円
繰越明許事業費	26，400千円
事故繰越事業費	103，710千円

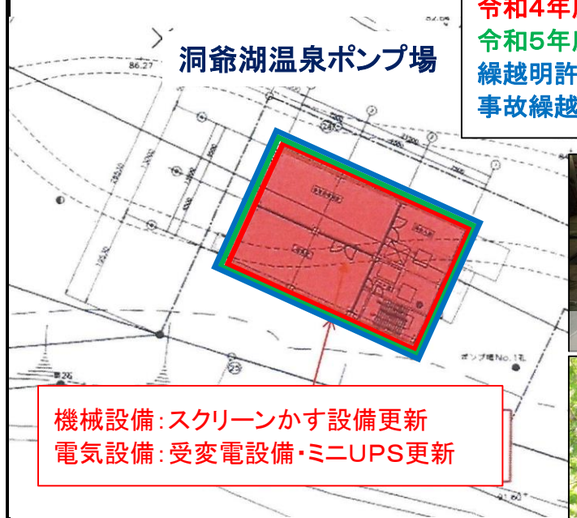

スクリーンかす設備

受変電設備

機械設備：スクリーンかす設備更新
電気設備：受変電設備・ミニUPS更新

虻田中継ポンプ場

令和4年度事業費	200千円
令和5年度事業費	2，880千円
繰越明許事業費	17，600千円
事故繰越事業費	65，290千円

機械設備：スクリーンかす設備更新
電気設備：ミニUPS・監視制御設備更新

スクリーンかす設備

監視制御設備

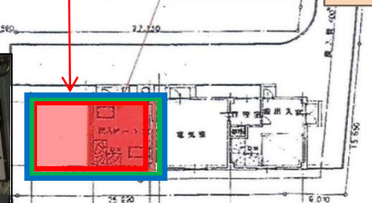

令和4年度工事範囲
令和5年度工事範囲
令和6年度工事範囲

洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第１条関係）

改　正　案	現　　行
（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第６条　略 ２～４　略 ５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後６時から午前８時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ⑴～⑷　略 ⑸　指定認知症対応型共同生活介護事業所（第１１０条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第４７条第４項第５　　号、第６４条第１項、第６５条第１項、第８２条第６項、第８３条第　　３項及び第８４条において同じ。） ⑹～⑽　略 ⑾　略 ６　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第６条　略 ２～４　略 ５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後６時から午前８時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ⑴～⑷　略 ⑸　指定認知症対応型共同生活介護事業所（第１１０条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第４７条第４項第５　　号、第６４条第１項、第６５条　　、第８２条第６項、第８３条第　　３項及び第８４条において同じ。） ⑹～⑽　略 ⑾　健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成１８年旧介護保険法」という。）第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。） ⑿　略 ６　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提

供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 ７～１２　略 （管理者） 第７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は＿＿＿＿＿＿＿＿他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針） 第２４条　略 ⑴～⑺　略 ⑻　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ⑼　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回＿＿＿・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 ７～１２　略 （管理者） 第７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針） 第２４条　略 ⑴～⑺　略

⑽及び⑾　略 （掲示） 第３４条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、＿＿＿＿＿＿重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 （記録の整備） 第４２条　略 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶及び⑷　略	⑻及び⑼　略 （掲示） 第３４条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を掲示しなければならない。 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 （記録の整備） 第４２条　略 ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　第２０条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶及び⑷　略

⑸　第２４条第９号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑹　第２８条の規定による町への通知に係る記録 ⑺　第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑻　第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処処置ついての記録 （訪問介護員等の員数） 第４７条　略 ２及び３　略 ４　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ⑴～⑽　略 ⑾　介護医療院 ５～７　略 （管理者） 第４８条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜	⑸　第２８条に規定する　町への通知に係る記録 ⑹　第３８条第２項に規定する　苦情の内容等の記録 ⑺　第４０条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （訪問介護員等の員数） 第４７条　略 ２及び３　略 ４　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ⑴～⑽　略 ⑾　指定介護療養型医療施設 ⑿　介護医療院 ５～７　略 （管理者） 第４８条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜

間対応型訪問介護事業所の他の職務又は＿＿＿＿＿＿他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該＿＿＿＿＿＿他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。	間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。
（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第５１条　略 ⑴～⑷　略 ⑸　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑹　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑺～⑼	（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第５１条　略 ⑴～⑷　略 ⑸～⑺
（記録の整備） 第５８条　略 ２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間	（記録の整備） 第５８条　略 ２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間

保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第５１条第６号の規定よる身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２８条の規定による町への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　次条において準用する第２０条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　次条において準用する第２８条に規定する　町への通知に係る記録 ⑷　次条において準用する第３８条第２項に規定する　苦情の内容等の記録 ⑸　次条において準用する第４０条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（管理者） 第５９条の４　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は＿＿＿＿＿＿他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第５９条の４　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第５９条の９　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑷　略 ⑸　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用	（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第５９条の９　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑷　略

者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑹　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑺及び⑻　略	⑸及び⑹　略
（記録の整備） 第５９条の１９　略 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第５９条の９第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２８条の規定による町への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　前条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　略	（記録の整備） 第５９条の１９　略 ２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　次条において準用する第２０条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　次条において準用する第２８条に規定する　町への通知に係る記録 ⑷　次条において準用する第３８条第２項に規定する　苦情の内容等の記録 ⑸　前条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑹　略
（準用）	（準用）

第５９条の２０の３　第９条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条の２、第４１条、第５３条、第５９条の２、第５９条の４及び第５９条の５第４項並びに前節（第５９条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第５９条の１２の重要事項に関する規程（第３４条第１項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第５９条の９第４号、第５９条の１０第５項、第５９条の１３第３項及び第４項並びに第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の１９第２項第２号中「次条において準用する第２０条第２項」とあるのは「第２０条第２項」と、同項第４号中「次条において準用する第２８条」とあるのは「第２８条」と、同項第５号中「次条において準用する第３８条第２項」とあるのは「第３８条第２項」と読み替えるもの	第５９条の２０の３　第９条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条の２、第４１条、第５３条、第５９条の２、第５９条の４及び第５９条の５第４項並びに前節（第５９条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第５９条の１２の重要事項に関する規程（第３４条第１項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第５９条の９第４号、第５９条の１０第５項、第５９条の１３第３項及び第４項並びに第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の１９第２項第２号中「次条において準用する第２０条第２項」とあるのは「第２０条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第２８条」とあるのは「第２８条」と、同項第４号中「次条において準用する第３８条第２項」とあるのは「第３８条第２項」と読み替えるもの

とする。 （管理者） 第５９条の２４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は＿＿＿＿＿＿＿他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２及び３　略 （指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第５９条の３０　指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴及び⑵　略 ⑶　指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑷　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑸～⑺　略 （記録の整備）	とする。 （管理者） 第５９条の２４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２及び３　略 （指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第５９条の３０　指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴及び⑵　略 ⑶～⑸　略 （記録の整備）

第５９条の３７　略 ２　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴及び⑵　略 ⑶　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑷　第５９条の３０第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑸　次条において準用する第２８条の規定による町への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第５９条の１８第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　略 （管理者） 第６２条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は＿＿＿＿＿＿他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　略	第５９条の３７　略 ２　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴及び⑵　略 ⑶　次条において準用する第２０条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑷　次条において準用する第２８条に規定する　町への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項に規定する　苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第５９条の１８第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　略 （管理者） 第６２条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　略

（利用定員等）	（利用定員等）
第６５条　略	第６５条　略
２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律８３号）第２６条の規定による改正前の法第８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第８２条第７項、第１１０条第９項及び第１９１条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。	２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第８２条第７項、第１１０条第９項及び第１９１条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。
（管理者）	（管理者）
第６６条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することがで	第６６条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することがで

きるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、＿＿＿＿＿＿＿＿他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。	きるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。
２　略	２　略
（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第７０条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑷　略 ⑸　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑹　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑺及び⑻　略	（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第７０条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑷　略 ⑸及び⑹　略
（記録の整備） 第７９条　略 ２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略	（記録の整備） 第７９条　略 ２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略

⑵　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第７０条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２８条の規定による町への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第５９条の１８第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　略 （従業者の員数等） 第８２条　略 ２～５　略 ６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	⑵　次条において準用する第２０条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　次条において準用する第２８条に規定する　町への通知に係る記録 ⑷　次条において準用する第３８条第２項に規定する　苦情の内容等の記録 ⑸　次条において準用する第５９条の１８第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑹　略 （従業者の員数等） 第８２条　略 ２～５　略 ６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されてい	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設	介護職員

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されてい	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）	介護職員

る場合	又は介護医療院	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

７～１３　略

（管理者）

第８３条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事務所、施設等の職務

る場合	第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

７～１３　略

（管理者）

第８３条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第１１５条の４５第１項に規

に従事することができるものとする。	定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。
２　略	２　略
３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第１９３条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第１１１条第３項、第１１２条、第１９２条第３項及び第１９３条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第６４条第３項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第１９３条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第１１１条第３項、第１１２条及び第１９３条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第６４条第３項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第９２条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑷　略 ⑸　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第９２条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑷　略 ⑸　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

⑹　略 ⑺　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ⑻及び⑼　略 （利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第１０６条の２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模　多機能型居宅介護事業における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。 （記録の整備） 第１０７条　略	⑹　略 ⑺及び⑻　略 （記録の整備） 第１０７条　略

２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴及び⑵　略 ⑶　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑷　第９２条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑸　次条において準用する第２８条の規定による町への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　略 （管理者） 第１１１条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は＿＿＿＿＿＿他の事業所、施設等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の職務に従事することができるものとする。 ２及び３　略	２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴及び⑵　略 ⑶　次条において準用する第２０条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑷　第９２条第６号に規定する　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑸　次条において準用する第２８条に規定する　町への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３８条第２項に規定する　苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第４０条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　略 （管理者） 第１１１条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 ２及び３　略

（管理者による管理） 第１２１条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （協力医療機関等） 第１２５条　略 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 ⑴　利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。 ３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。 ４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者	（管理者による管理） 第１２１条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （協力医療機関等） 第１２５条　略

に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（以下「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症という。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ６　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 ７及び８　略	２及び３　略
（記録の整備） 第１２７条　略 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　第１１５条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１１７条第６項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の	（記録の整備） 第１２７条　略 ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　第１１５条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１１７条第６項に規定する　身体的拘束等の態様及び時間、その際の

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２８条の規定による町への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　略 （準用） 第１２８条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３６条まで、第３８条、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１６、第５９条の１７第１項から第４項まで、第９９条、第１０２条、第１０４条及び第１０６条の２の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第１２２条に規定する重要事項に関する規程（第３４条第１項において同じ。）」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第９９条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第１０２条中「指	利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２８条に規定する　町への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項に規定する　苦情の内容等の録 ⑹　次条において準用する第４０条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　略 （準用） 第１２８条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３６条まで、第３８条、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１６、第５９条の１７第１項から第４項まで、第９９条、第１０２条及び第１０４条　　の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第１２２条に規定する重要事項に関する規程（第３４条第１項において同じ。）」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第９９条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第１０２条中「指

定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 （従業者の員数） 第１３０条　略 ２～６　略 ７　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴　略 ⑵　略 ８～１０　略 １１　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号アの規定の適用については、当該規定中「１」とあるのは「０．９」とする。 ⑴　第１４９条において準用する第１０６条の２に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ア　利用者の安全及びケアの質の確保 イ　地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮	定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 （従業者の員数） 第１３０条　略 ２～６　略 ７　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴　略 ⑵　病院　介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） ⑶　略 ８～１０　略

ウ　緊急時の体制整備 エ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検 オ　地域密着型特定施設従業者に対する研修 ⑵　介護機器を複数種類活用していること。 ⑶　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。 ⑷　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。	
（管理者） 第１３１条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は＿＿＿＿＿＿他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第１３１条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。
（協力医療機関等） 第１４７条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状	（協力医療機関等） 第１４７条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状

の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 ⑴　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確保するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業に係る指定を行った町長に届け出なければならない。 ４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。	の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

７　略 （記録の整備） 第１４８条　略 ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　第１３６条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１３８条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第１４６条第３項の規定による結果等の記録 ⑸　次条において準用する第２８条の規定による町への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　略 （準用） 第１４９条　第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１５、第５９条の１６、第５９条の１７第１項から第４項まで、第９	２　略 （記録の整備） 第１４８条　略 ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　第１３６条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１３８条第５項に規定する　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第１４６条第３項に規定する　結果等の記録 ⑸　次条において準用する第２８条に規定する　町への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３８条第２項に規定する　苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第４０条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　略 （準用） 第１４９条　第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１５、第５９条の１６、第５９条の１７第１項から第４項まで及び第

９条及び第１０６条の２の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第３４条第１項中「運営規程」とあるのは「第１４５条に規定する重要事項に関する規程」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と、第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第９９条中「小規模多機能型居宅介護従事者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。 （従業員の員数） 第１５１条　略 ２～７　略 ８　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴及び⑵　略	９９条　　の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第３４条第１項中「運営規程」とあるのは「第１４５条に規定する重要事項に関する規程」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と、第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第９９条中「小規模多機能型居宅介護従事者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。 （従業員の員数） 第１５１条　略 ２～７　略 ８　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 ⑴及び⑵　略

⑶　病院　栄養士又は　　管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）	⑶　病院　栄養士若しくは管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
⑷　略	⑷　略
９～１７　略	９～１７　略
（設備）	（設備）
第１５２条　指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。	第１５２条　指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
⑴～⑹　略	⑴～⑹　略
⑺　医務室　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	⑺　医務室　医療法　　第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
⑻～⑽　略	⑻～⑽　略
２　略	２　略
（緊急時等の対応）	（緊急時等の対応）
第１６５条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１５１条第１項第	第１６５条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１５１条第１項第

１号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。	１号に掲げる医師　　との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
（管理者による管理） 第１６６条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、　　他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。	（管理者による管理） 第１６６条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。
（計画担当介護支援専門員の責務） 第１６７条　計画担当介護支援専門員は、第１５８条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 ⑴～⑷　略 ⑸　第１５７条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ⑹　第１７７条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内　容等を記録すること。 ⑺　第１７５条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置	（計画担当介護支援専門員の責務） 第１６７条　計画担当介護支援専門員は、第１５８条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 ⑴～⑷　略 ⑸　第１５７条第５項に規定する　身体的拘束等の態様及び時間、その　際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること　。 ⑹　第１７７条において準用する第３８条第２項に規定する　苦情の内　容等を記録すること。 ⑺　第１７５条第３項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置

について記録すること。 （協力医療機関等） 第１７２条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 ⑴　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った町長に届け出なければならない。 ３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第２種協定指定医療	について記録すること。 （協力病院等） 第１７２条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ５　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。 ６　略	２　略
（記録の整備） 第１７６条　略 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　第１５５条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１５７条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２８条の規定による町への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　前条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　略	（記録の整備） 第１７６条　略 ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　第１５５条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第１５７条第５項に規定する　身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２８条に規定する　町への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３８条第２項に規定する　苦情の内容等の記録 ⑹　前条第３項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　略

（準用） 第１７７条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条、第３６条、第３８条、第４０条の２、第４１条、第５９条の１１、第５９条の１５　、第５９条の１７第１項から第４項まで第１０６条の２の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第１６８条に規定する重要事項に関する規程（第３４条第１項において同じ。）」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１３条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。 （勤務体制の確保等） 第１８７条　略 ２～４　略 ５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設	（準用） 第１７７条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条、第３６条、第３８条、第４０条の２、第４１条、第５９条の１１、第５９条の１５及び第５９条の１７第１項から第４項まで　　の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第１６８条に規定する重要事項に関する規程（第３４条第１項において同じ。）」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１３条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。 （勤務体制の確保等） 第１８７条　略 ２～４　略

の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 ６　略 （準用） 第１８９条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条、第３６条、第３８条、第４０条の２、第４１条、第５９条の１１、第５９条の１５、第５９条の１７第１項から第４項まで、第１０６条の２第１５３条から第１５５条まで、第１５８条、第１６１条、第１６３条から第１６７条まで及び第１７１条から第１７６条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第１８６条に規定する重要事項に関する規程（第３４条第１項において同じ。）」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１３条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第１６７条中「第１５８条」とあるのは「第１８９条において準用する第１５８条」と、同条第５号中「第１５７条第５項」とあるのは「第	５　略 （準用） 第１８９条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条、第３６条、第３８条、第４０条の２、第４１条、第５９条の１１、第５９条の１５、第５９条の１７第１項から第４項まで、第１５３条から第１５５条まで、第１５８条、第１６１条、第１６３条から第１６７条まで及び第１７１条から第１７６条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第１８６条に規定する重要事項に関する規程（第３４条第１項において同じ。）」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１３条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第１６７条中「第１５８条」とあるのは「第１８９条において準用する第１５８条」と、同条第５号中「第１５７条第５項」とあるのは「第

１８２条第７項」と、同条第６号中「第１７７条」とあるのは「第１８９条」と、同条第７号中「第１７５条第３項」とあるのは「第１８９条において準用する第１７５条第３項」と、第１７６条第２項第２号中「第１５５条第２項」とあるのは「第１８９条において準用する第１５５条第２項」と、同項第３号中「第１５７条第５項」とあるのは「第１８２条第７項」と、同項第４号、第５号及び第７号中「次条」とあるのは「第１８９条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第１８９条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。 （従業者の員数等） 第１９１条　略 ２～６　略 ７　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 ⑴～⑶　略 ⑷　略 ８～１４　略	１８２条第７項」と、同条第６号中「第１７７条」とあるのは「第１８９条」と、同条第７号中「第１７５条第３項」とあるのは「第１８９条において準用する第１７５条第３項」と、第１７６条第２項第２号中「第１５５条第２項」とあるのは「第１８９条において準用する第１５５条第２項」と、同項第３号中「第１５７条第５項」とあるのは「第１８２条第７項」と、同項第４号、第５号及び第７号中「次条」とあるのは「第１８９条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第１８９条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。 （従業者の員数等） 第１９１条　略 ２～６　略 ７　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 ⑴～⑶　略 ⑷　指定介護療養型医療施設（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） ⑸　略 ８～１４　略

（管理者） 第１９２条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は＿＿＿＿＿＿他の事業所、施設等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の職務に従事することができるものとする。 ２及び３　略	（管理者） 第１９２条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第７項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。 ２及び３　略
（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第１９７条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。 ⑵～⑹　略 ⑺　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図	（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第１９７条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿妥当適切に行うものとする。 ⑵～⑹　略

るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ　看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ⑻～⑿　略	⑺～⑾　略
（記録の整備） 第２０１条　略 ２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴及び⑵　略 ⑶　第１９７条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第１９８条第２項の規定による主治の医師による指示の文書 ⑸　第１９９条第９項の規定による看護小規模多機能型居宅介護報告書 ⑹　次条において準用する第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑺　次条において準用する第２８条の規定による町への通知に係る記録	（記録の整備） 第２０１条　略 ２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴及び⑵　略 ⑶　第１９７条第６号に規定する　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第１９８条第２項に規定する　主治の医師による指示の文書 ⑸　第１９９条第９項に規定する　看護小規模多機能型居宅介護報告書 ⑹　次条において準用する第２０条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑺　次条において準用する第２８条に規定する　町への通知に係る記録

⑻　次条において準用する第３８条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑼　次条において準用する第４０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑽　略 （準用） 第２０２条　第９条から第１３条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１３、第５９条の１６、第５９条の１７、第８７条から第９０条まで、第９３条から第９５条まで、第９７条、第９８条、第１００条から第１０４条まで、第１０６条及び第１０６条の２の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第２０２条において準用する第１００条に規定する重要事項に関する規程（第３４条第１項において同じ。）」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第５９条の１３第３項及び第４項並びに第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サ	⑻　次条において準用する第３８条第２項に規定する　苦情の内容等の記録 ⑼　次条において準用する第４０条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑽　略 （準用） 第２０２条　第９条から第１３条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１３、第５９条の１６、第５９条の１７、第８７条から第９０条まで、第９３条から第９５条まで、第９７条、第９８条、第１００条から第１０４条まで及び第１０６条　　の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第２０２条において準用する第１００条に規定する重要事項に関する規程（第３４条第１項において同じ。）」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第５９条の１３第３項及び第４項並びに第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サ

ービスの提供回数等の活動状況」と、第８７条中「第８２条第１２項」とあるのは「第１９１条第１３項」と、第８９条及び第９７条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第１０６条中「第８２条第６項」とあるのは「第１９１条第７項各号」と読み替えるものとする。	ービスの提供回数等の活動状況」と、第８７条中「第８２条第１２項」とあるのは「第１９１条第１３項」と、第８９条及び第９７条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第１０６条中「第８２条第６項」とあるのは「第１９１条第７項各号」と読み替えるものとする。

洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例新旧対照表（第２条関係）

改　正　案	現　行
（管理者） 第６条　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は＿＿＿＿＿＿＿他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　略	（管理者） 第６条　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　略
（利用定員等） 第９条　略 ２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定す	（利用定員等） 第９条　略 ２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定す

る指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）第２６条の規定による改正前の法第８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第４４条第７項におい「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。	る指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第４４条第６項及び第７１条第９項において同じ。）の運営（第４４条第７項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。
（管理者） 第１０条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 ２　略	（管理者） 第１０条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 ２　略
（掲示） 第３２条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症	（掲示） 第３２条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症

対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条おいて単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
（記録の整備） 第４０条　略	（記録の整備） 第４０条　略
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　略	⑴　略
⑵　第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	⑵　第２１条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第４２条第１１号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
⑷　第２４条の規定による町への通知に係る記録	⑶　第２４条に規定する　町への通知に係る記録
⑸　第３６条第２項の規定による苦情の内容等の記録	⑷　第３６条第２項に規定する　苦情の内容等の記録

⑹　第３７条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　略 （指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第４２条　指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑼　略 ⑽　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑾　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑿～⒂ ⒃　第１号から第１４号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 （従業者の員数等） 第４４条　略 ２～５　略 ６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲	⑸　第３７条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑹　略 （指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第４２条　指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 ⑴～⑼　略 ⑽～⒀ ⒁　第１号から第１２号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 （従業者の員数等） 第４４条　略 ２～５　略 ６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲

げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、又は介護医療院 | 介護職員 （略） | （略） | （略） ７～１３　略 （管理者） 第４５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務	げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院 | 介護職員 （略） | （略） | （略） ７～１３　略 （管理者） 第４５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲

に従事することができるものとする。	げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス条例第６条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス条例第４７条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第６０条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。
２及び３　略	２及び３　略
（身体的拘束等の禁止） 第５３条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	（身体的拘束等の禁止） 第５３条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

２　略 ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 （利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第６３条の２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。 （記録の整備） 第６４条　略	２　略 （記録の整備） 第６４条　略

２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴及び⑵　略 ⑶　次条において準用する第２１条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑷　第５３条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑸　次条において準用する第２４条の規定による町への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３６条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第３７条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　略	２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴及び⑵　略 ⑶　次条において準用する第２１条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑷　第５３条第２項に規定する　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑸　次条において準用する第２４条に規定する　町への通知に係る記録 ⑹　次条において準用する第３６条第２項に規定する　苦情の内容等の記録 ⑺　次条において準用する第３７条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑻　略
（管理者） 第７２条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は＿＿＿＿＿＿他の事業所、施設等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の職務に従事することができるものとする。 ２及び３　略	（管理者） 第７２条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 ２及び３　略
（管理者による管理）	（管理者による管理）

第７９条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （協力医療機関等） 第８３条　略 ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 ⑴　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ⑵　当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療期間との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。 ４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染	第７９条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 （協力医療機関等） 第８３条　略

症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ６　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 ７及び８　略	２及び３　略
（記録の整備） 第８５条　略 ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　第７６条第２項の規定により提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第７８条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利	（記録の整備） 第８５条　略 ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴　略 ⑵　第７６条第２項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第７８条第２項に規定する　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２４条の規定による町への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３６条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第３７条第２項の規定により事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　略 （準用） 第８６条　第１１条、第１２条、第１４条、第１５条、第２３条、第２４条、第２６条、第２８条の２、第３１条から第３４条まで、第３６条から第３９条まで（第３７条第４項及び第３９条第５項を除く。）、第５６条、第５９条、第６１条及び第６３条の２の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１１条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「第８０条に規定する重要事項に関する規程（第３２条第１項において同じ。）」と、同項、第２８条の２第２項、第３１条第２項第１号及び第３号、第３２条第１項並びに第３７条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第２６条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第３９条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第５６条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共	用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　次条において準用する第２４条に規定する　町への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第３６条第２項に規定する　苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第３７条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑺　略 （準用） 第８６条　第１１条、第１２条、第１４条、第１５条、第２３条、第２４条、第２６条、第２８条の２、第３１条から第３４条まで、第３６条から第３９条まで（第３７条第４項及び第３９条第５項を除く。）、第５６条、第５９条及び第６１条　　の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１１条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「第８０条に規定する重要事項に関する規程（第３２条第１項において同じ。）」と、同項、第２８条の２第２項、第３１条第２項第１号及び第３号、第３２条第１項並びに第３７条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第２６条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第３９条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第５６条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共

同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照（第３条関係）

改　正　案	現　行
（従業者の員数） 第４条　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 ２　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。	（従業者の員数） 第４条　指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。
（管理者） 第５条　指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 ２　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 ３　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第１項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。）	（管理者） 第５条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 ２　前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第１４０条の６６第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第１項に規定する管理者とすることができる。 ４　前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ⑴　管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 ⑵　管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）	
（内容、手続の説明及び同意） 第６条　略 ２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第２条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 ３　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定	（内容、手続の説明及び同意） 第６条　略 ２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、介護予防サービス計画が第２条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 ３　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 ４～８　略 （利用料等の受領） 第１２条　略 ２　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。 ３　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （保険給付の請求のための証明書の交付） 第１３条　指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第１項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 （指定介護予防支援の業務の委託） 第１４条　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、	の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 ４～８　略 （利用料等の受領） 第１２条　略 （保険給付の請求のための証明書の交付） 第１３条　指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 （指定介護予防支援の業務の委託） 第１４条　指定介護予防支援事業者は、

法第１１５条の２３第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。⑴　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿第１４０条の６６第１号ロ⑵に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 ⑵～⑷　略 （掲示） 第２３条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「　重要事項」という。）を掲示しなければならない。 ２　指定介護予防支援事業者は、＿＿＿＿＿＿重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 ３　指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 （記録の整備） 第３０条　略 ２　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなけれ	法第１１５条の２３第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。⑴　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支　援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号ロ⑵に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 ⑵～⑷　略 （掲示） 第２３条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を掲示しなければならない。 ２　指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 （記録の整備） 第３０条　略 ２　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなけれ

ばならない。 ⑴　略 ⑵　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ　略 エ　第３２条第１５号の規定による評価の結果の記録 オ　（略） ⑶　第３２条第２号の３の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第３２条第２号の２及び第２号の３において「身体的　拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第１７条の規定による町への通知に係る記録 ⑸　第２７条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　第２８条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第３２条　略 ⑴及び⑵　略 ⑵の２　指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑵の３　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならな	ばならない。 ⑴　略 ⑵　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ　略 エ　第３２条第１５号に規定する　評価の結果の記録 オ　略 ⑶　第１７条に規定する　町への通知に係る記録 ⑷　第２７条第２項に規定する　苦情の内容等の記録 ⑸　第２８条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第３２条　略 ⑴及び⑵　略

い。 ⑶～⒂　略 ⒃　担当職員は、第１４号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。」に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回、利用者に面接すること。 イ　アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する２週間に１回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。 ⑺　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 ⑷　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 a　利用者の心身の情況が安定していること。 b　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。	⑶～⒂　略 ⒃　担当職員は、第１４号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。」に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ｃ　担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ウ　サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 エ　利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第１１７条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 オ　略 ⒄～㉘　略 ㉙　指定居宅会議支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の３０の２第１項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。	イ　利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第１１７条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 ウ　略 ⒄～㉘　略

洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例新旧対照表（第４条関係）

改　正　案	現　行
（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４７条第１項第１号並びに第８１条第１項及び第２項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４７条第１項第１号、法第７９条第２項第１号（法第７９条の２第４項において準用する場合を含む。）並びに第８１条第１項及び第２項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。
（基本方針） 第４条　指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。 ２及び３　略 ４　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する	（基本方針） 第４条　指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。 ２及び３　略 ４　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 ５～７　略 （従業者の員数） 第５条　略 ２　前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第１１５条の２３第３項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第１６条第３０号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が４４又はその端数を増すごとに１とする。 ３　前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人　国民健康保険中央会（昭和３４年１月１日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第１項に規定する員数の基準は、利用者の数が４９又は端数を増すごとに１とする。	ための法律（平成１７年法律＿１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 ５～７　略 （従業者の員数） 第５条　略 ２　前項に規定する員数の基準は、利用者の数が３５ 又はその端数を増すごとに１とする。

（管理者） 第６条　略 ２　前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。 ３　略 ⑴　略 ⑵　管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と＿＿＿＿＿＿＿＿他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） （内容及び手続の説明及び同意） 第７条　略 ２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第４条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること＿＿＿＿＿＿＿＿	（管理者） 第６条　略 ２　前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員（以下＿＿＿＿＿＿「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。 ３　略 ⑴　略 ⑵　管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） （内容及び手続の説明及び同意） 第７条　略 ２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿居宅サービス計画が第４条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サ

等につき説明を行い、理解を得なければならない。	ービス計画の数が占める割合、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。
３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。	
４　略	３　略
５　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第８項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	４　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第７項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　略 ⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３５条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ６　略 ７　第５項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計　算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ８　指定居宅介護支援事業者は、第５項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ⑴　第５項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの ⑵　略 ９　略 （指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第１６条　指定居宅介護支援の方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 ⑴及び⑵　略	⑴　略 ⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物　　をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ５　略 ６　第４項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ７　指定居宅介護支援事業者は、第４項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ⑴　第４項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの ⑵　略 ８　略 （指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第１６条　指定居宅介護支援の方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 ⑴及び⑵　略

⑵の２　指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ⑵の３　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑶～⒀　略 ⒁　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等　　又は薬剤師に提供するものとする。 ⒂　略 ア　少なくとも１月に１回、　　利用者に面接すること。 イ　アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。 ⑺　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。	⑶～⒀　略 ⒁　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。 ⒂　略 ア　少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(ｲ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 a 利用者の心身の情況が安定していること。 b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ウ 略 ⑯～⑲ 略 ⑳ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号。次号において「指定居宅介護支援等基準」という。）第１３条第１８号の２に規定する町長　　が定める回数以上の訪問介護（同号に規定する町長　　が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。 ⑳の２ 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第４３条第２項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサ	イ 略 ⑯～⑲ 略 ⑳ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号。次号において「指定居宅介護支援等基準」という。）第１３条第１８号の２に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。 ⑳の２ 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第４３条第２項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサ

ービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第１３条第１８号の３に規定する町長＿＿＿＿が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。 ⑵1～⑵8　略 ⑵9　指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。 ⑶0　略 （掲示） 第２５条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 ２　指定居宅介護支援事業者は、＿＿＿＿＿＿重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 ３　指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載	ービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第１３条第１８号の３に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。 ⑵1～⑵8　略 ⑵9　指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定に基づき、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。 ⑶0　略 （掲示） 第２５条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を掲示しなければならない。 ２　指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

しなければならない。 （記録の整備） 第３２条　略 ２　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴及び⑵　略 ⑶　第１６条第２号の３の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑷　第１９条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑸　第２９条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑹　第３０条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第３２条　略 ２　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ⑴及び⑵　略 ⑶　第１９条に規定する　市町村への通知に係る記録 ⑷　第２９条第２項に規定する　苦情の内容等の記録 ⑸　第３０条第２項の規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

高砂団地１号棟改修工事（建築工事）

位置図

案内図・配置図

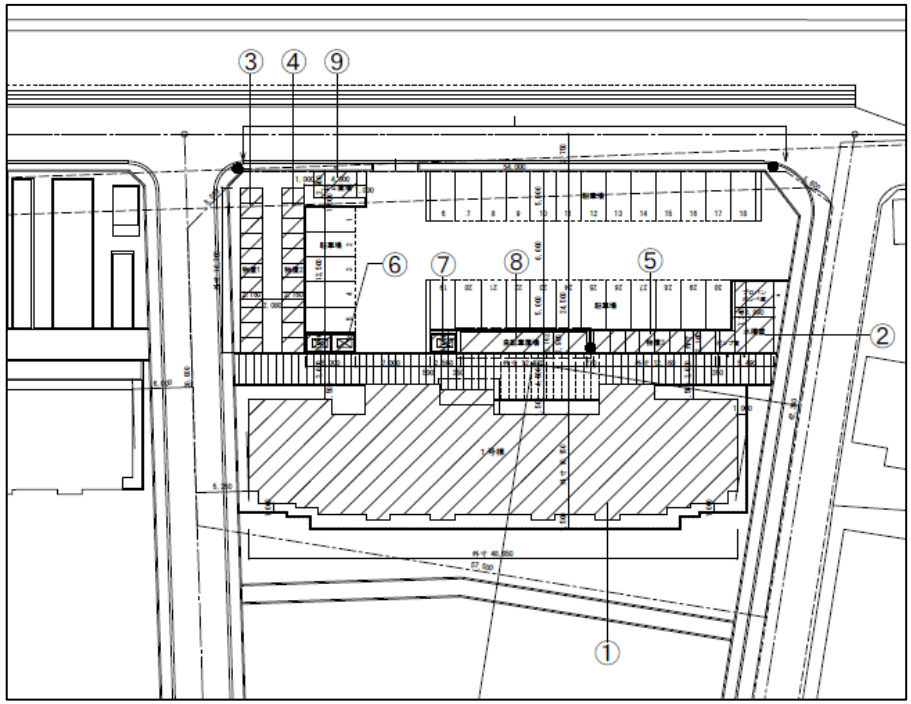

○工事概要

経年劣化が進んでいる屋上及び外壁の長寿命化型の改善を実施し、建物の長期的な活用を図ります。

・屋上防水改修工事　　１式

・外壁改修工事　　１式

建物概要

ａ．主要用途　共同住宅（町営住宅）

ｂ．建築面積　６４５．８０㎡

ｃ．延床面積　２，５４９．５５㎡

ｄ．規　　模　地上５階

ｅ．構造種別　ＰＣ造

■　棟名称

①　本体棟

②　水槽室・プロパン庫

③　物置１

④　物置２

⑤　物置３

⑥　オイルタンク置場１

⑦　オイルタンク置場２

⑧　自転車置場

⑨　ごみ置場

高砂団地３号棟改修工事（建築工事）

位置図

案内図・配置図

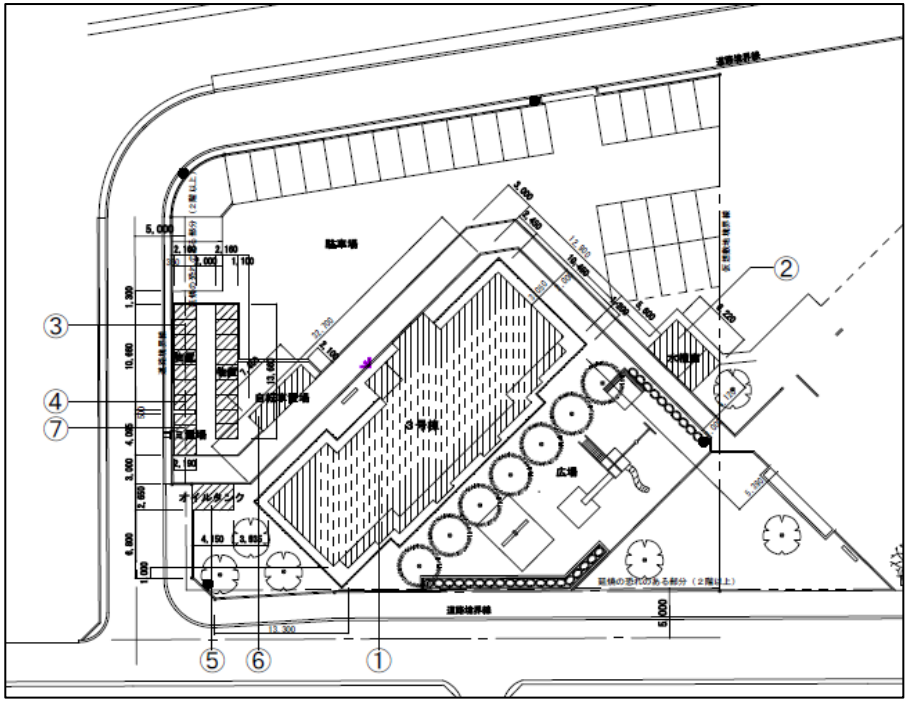

○工事概要

経年劣化が進んでいる屋上及び外壁の長寿命化型の改善を実施し、建物の長期的な活用を図ります。

・屋上防水改修工事　　１式

・外壁改修工事　　１式

建物概要

ａ．主要用途　共同住宅（町営住宅）

ｂ．建築面積　４２３．１０㎡

ｃ．延床面積　１，３７２．４７㎡

ｄ．規　　模　地上４階

ｅ．構造種別　ＰＣ造

■　棟名称

①　本体棟

②　水槽室・プロパン庫

③　物置１

④　物置２

⑤　オイルタンク置場

⑥　自転車置場

⑦　ごみ置場

洞爺地域観光施設解体工事　工事概要

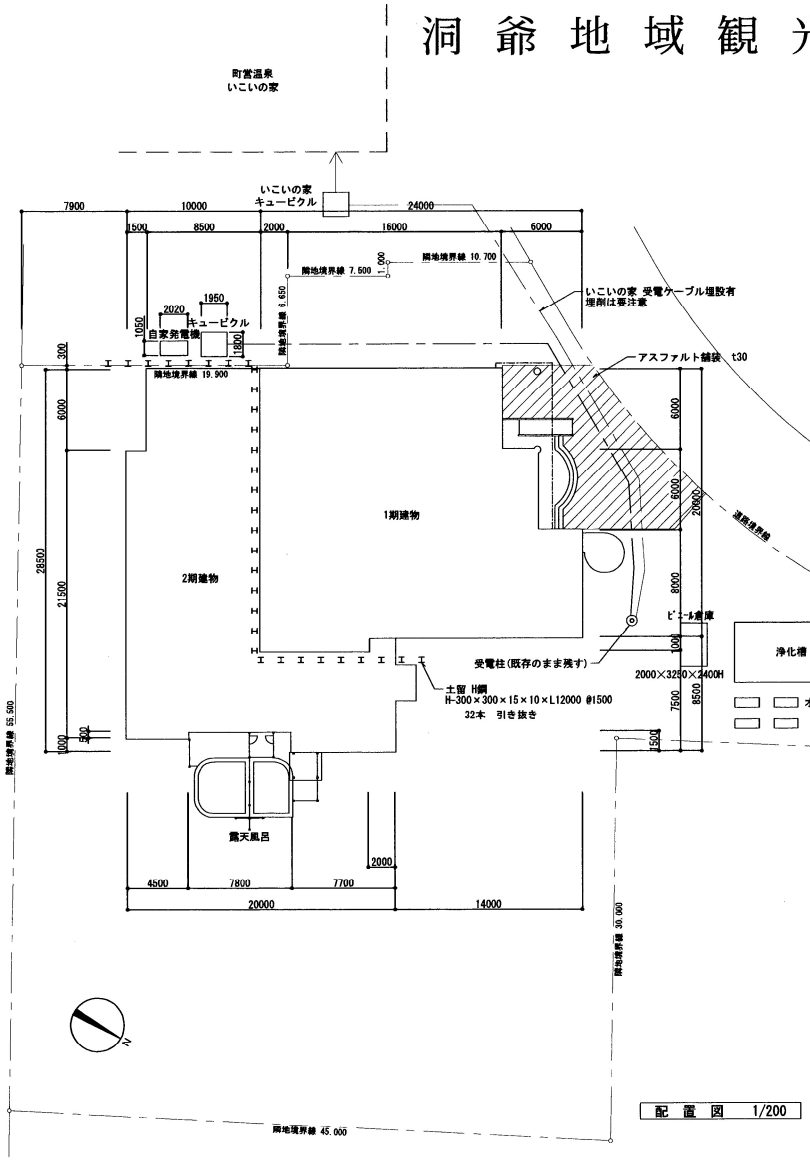

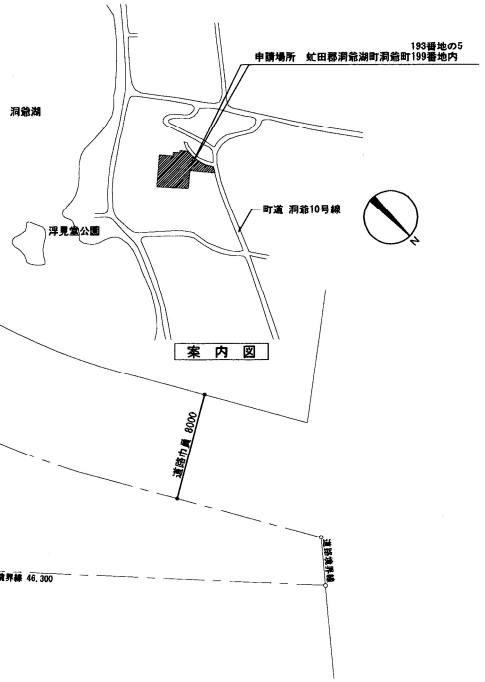

洞爺地域観光施設解体工事　令和６年度工事概要

・本館（ホテル棟）の解体　鉄骨造（１F～３F）1,556.71㎡
　鉄筋コンクリート造（B2F～B1F）283.05㎡

・附帯設備の解体　埋設浄化槽（1基）、キュービクル（1基）、自家発電機（1基）
　オイルタンク490ℓ（4基）、露天風呂自然石貼（1式）
　ビニール倉庫（軽量鉄骨ビニール張、1基）
　アスファルト舗装　（1式）

・土留め鋼製杭撤去　L＝12m　32本